

秘密保持契約書

A社（以下、甲という）と B社（以下、乙という）とは、第1条に定める目的のために相互に開示される秘密情報の取扱いに関し、次のとおり機密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、今後甲乙間で行われる業務委託等の取引（以下「本業務」という）を行うにあたり、甲乙相互に開示される秘密情報の機密保持に関する取扱いを定めることを目的とする。

第2条（秘密情報）

本契約において秘密情報とは、本契約の有効期間中、本業務に関連して甲乙相互に開示される以下に記載する情報であって、開示の形態及び媒体を問わない。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物により開示される情報
 - (2) 映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示、提供された情報については、開示者が受領者に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、且つ、当該開示後 45 日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付する
 - (3) 日本国内もしくはその他の地域において、商品または商品の一部として取り扱われている動画データや文書データ等一式
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
- (1) 開示を受けた時点ですでに公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示・提供を受けた後、被開示者の責によらず公知・公用となった情報
 - (3) 機密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
 - (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報

第3条（機密保持）

被開示者は、開示される秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しないものとする。ただし、開示者から事前の書面による承諾を得た上で開示する場合、及び法令の定めるところにより開示を求められた場合はこの限りではない。また、被開示者が本業務の実施のために第三者の協力を受ける場合、前記のとおり開示者から事前の書面による承諾を得た上で、当該協力に必要な且つ最小限の範囲で、秘密情報を当該第三者に開示することができるものとする。但しこの場合、被開示者は自己の責任において、当該第三者に本契約に基づいて自己が負うものと同等の義務を課すものとし、また当該第三者の行為に責を負うものとする。

- 2 前項ただし書において、法令の定めるところにより開示を求められた場合、被開示者は、それが任意であるときは事前に開示者に対して開示の是非について確認するものとし、義務であるときには開示した事実及びその内容について書面をもって通知するものとする。
- 3 被開示者は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとする。
- 4 被開示者は、開示者の事前の承諾を得て本業務の履行に合理的に必要な範囲内で、秘密情報を複製することができる。なお、被開示者は、本項に基づき秘密情報を複製した場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示を当該複製物にも付するものとする。

第4条（目的外使用の禁止）

被開示者は、事前の書面による開示者の承諾を得ることなく、秘密情報を本業務以外の目的に使用してはならないものとする。

第5条（秘密情報の返還）

被開示者は、本業務が終了した場合、または開示者より返還請求のあった場合には、開示者の指示にしたがい秘密情報及びその複製物をすみやかに返還または破棄するものとする。なお、秘密情報及びその複製物を破棄したときは、被開示者は開示者にその事実を証明する書面を提出するものとする。

第6条（損害賠償）

被開示者は、開示者の秘密情報を漏洩し、または本契約に定める条項に違反した場合、自己の責に帰すべからざる事由によるときを除き、開示者に対して直接かつ通常の損害（合理的な範囲内の弁護士費用を含む。）を賠償する責を負うものとする。

第7条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約により生じた権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させないものとする。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とし、本契約の期間満了3ヶ月前までに、甲乙いずれも相手方に対し、文書をもって本契約終了の意思表示をしないときは、本契約はさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 本契約が期間満了または解除等により終了した場合といえども、第3条から第5条までは本契約終了後5年間、第6条から第9条までは本契約終了後もなお対象事項が存続する限り、それぞれ有効とする。

第9条（準拠法、管轄裁判所）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

- 2 甲及び乙は、本契約に関連して甲乙間に生じた紛争を訴訟によって解決する場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義が生じた場合については、甲乙誠意をもって協議の上決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成する